発達障害を併せ有する聴覚障害学生に対する 高等教育支援の構築

障害者高等教育研究支援センター

佐藤正幸 石原保志 白澤麻弓 須藤正彦 及川 力

要旨:本研究では、発達障害(LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥障害)・高機能自閉症もしくはアスペルガー症候群)を併せ有する聴覚障害学生に対する高等教育支援への構築に向けて本学における発達障害を併せ有する聴覚障害学生の高等教育支援の在り方について提言を行った。そこで、学生相談室の体制作り、外部機関との連携、相談の環境作り等が支援の構築における課題として提言された。

キーワード:発達障害、高等教育支援、学生相談

1. はじめに

本研究では、発達障害(LD(学習障害)・ADHD(注意 欠陥障害)・高機能自閉症もしくはアスペルガー症候群) を 併せ有する聴覚障害学生に対する高等教育支援への構 築に向けて、及び本学における発達障害を併せ有する聴覚 障害学生の高等教育支援の在り方について提言を行った。

他の障害を併せ有する聴覚障害学生の支援については、これまで視覚障害を併せ有する盲ろう学生に対する支援のみで、発達障害などについてはあまりなされて来なかった。今後、発達障害を併せ有すると思われる聴覚障害学生が入学してきた場合、どのような支援体制を構築すべきか急務の課題となってきた。

2. 発達障害の定義

まず、発達障害を併せ有する聴覚障害学生に対する高等 教育支援の構築を行うにあたって、発達障害について整理 しておく必要がある。

一般に、発達障害とは、その言葉が意味するように、本来、人間の通常年齢とともに伸びていく、発達していくところの知的、精神的な機能や、運動、行動を含めた生活適応機能が順調に伸びていかない、発達していかない状態のことを意味する。以前は、脳性麻痺、重度知的障害、視覚障害、聴覚障害が代表的なものとされ、脳や感覚器に明らかな病変があるのが普通であった(小林、2009)3。

最近では、このように明らかな病変が見られず、対人交流、衝動の制御、学習、協調運動の領域に困難な状態のことを指すようになってきた。また、これらの発達における障害というと、保護者等の愛情や育て方が良くなかったために正常な発達をしなかったと見られがちであるが、発達障害に含まれるものは全て「生理学的要因による障害」であり、養育態度の問題など心理学的要因や教育が原因と

なったものは含めない。大多数のものは生来性のものとされている。

そこで、現在の発達障害の分類を挙げると以下の通りに なる。

- · 精神発達遅滞
 - · 軽度精神発達遅滞
 - · 中等度精神発達遅滞
 - · 重度精神発達遅滞
 - · 最重度精神発達遅滞
 - 重症度が特定不能な精神発達遅滞
- ·広汎性発達障害
 - · 自閉性障害
 - ・レット障害
- · 小児期崩壊性障害
- アスペルガー障害
- 特定不能の広汎性発達障害
- ・学習障害
 - 読字障害
 - 算数障害
 - · 書字表出障害
- 特定不能の学習障害
- · 運動能力障害
 - · 発達性協調運動障害
- ・注意欠陥・多動性障害(ADHD)及び 破壊的行動障害(DBD)
 - · 注意欠陥·多動性障害
 - · 特定不能の注意欠陥 · 多動性障害
 - · 行為障害
 - · 反抗挑戦性障害
 - 特定不能の破壊的行動障害

- コミュニケーション障害
 - · 表出性言語障害
 - · 受容-表出混合性言語障害
 - 音韻障害
 - ・ 特定不能のコミュニケーション障害

そこで本研究で取り上げる発達障害とは、上記の分類の うち、学習障害 (LD)、注意欠陥・多動性障害 (ADHD)、 高機能自閉症(アスペルガー症候群を含む)といった、精 神発達遅滞のような知的障害を伴わないものを指す。これ らの障害については、従前では「軽度発達障害」と1つの 枠組みを構成していた。しかしながら、「軽度」について 総合的な IQ が正常範囲内など知的な障害がないかまたは あっても少ないことからきており、学習の困難、注意の問 題など障害の程度が必ずしも「軽度」ではないというこ と、また場合によっては精神発達遅滞など知的障害者のほ うが「軽度発達障害」より良好な社会適応を示すこともあ り、「軽度」とするのは適切でないという批判が出され、 文部科学省は、2007年3月15日、「軽度発達障害」という 用語は用いないことを表明した。それにかわり、学習障害 (LD)、注意欠陥·多動性障害(ADHD)、高機能自閉症 (アスペルガー症候群を含む) と具体的に障害の状況を表 す用語を列記するようになった。

ここで取り上げる発達障害は、見た目は発達上でも問題を 抱えていないかのように見られるが、そのため「障害がある」 とされにくく、「わがまま」「性格が悪い」「常識がない」「親 の養育態度が悪い」と非難されやすい。故に適切な支援、 療育を受けられないまま成人する事例がほとんどである。

これらの発達障害(学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症(アスペルガー症候群を含む)については、2006年10月1日施行の障害者自立支援法によって精神障害者保健福祉手帳の取得に道が開かれた。しかし、雇用に関しては精神障害者として認定されても、雇用義務の効力がないため、雇用義務が適用される療育手帳取得の適法化を求める声も多い。しかしながら、その適法化は自治体にまかされているため、対応が一律でない。

3. 発達障害 (学習障害 (LD)、注意欠陥・多動性障害 (ADHD)、高機能自閉症 (アスペルガー症候群を含む) を併せ有する聴覚障害

前項で発達障害(学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症(アスペルガー症候群を含む)について述べてきたが、その行動に中に聴覚障害のある子ども、成人にみられる特徴と類似している面もみられる。

それだけに、発達障害があるまたは思われる聴覚障害学生 の支援を考えるにあたっては、慎重に行う必要がある。

○学習の停滞(学習障害)

小学校3年生以降における学習の停滞は、聴覚障害のある子どもにおいてもよくみられる特徴であり、本研究で問題としている聴覚障害と学習障害を併せ有している子どもの場合は、その停滞の原因が聴覚障害による情報の制限、聴覚障害による言語発達の問題であると理解され、本来問題となるべき学習障害については何ら対策もされないまま、教育を受けている可能性がある。そのような状況を鑑み、小学校2年生または小学校3年生段階で学習の停滞の状況が明らかとされた場合、停滞の原因が学習障害によるものなのか、または単に聴覚障害だけのものなのかを見極め、適切な学習支援を構築し、実践していく必要があるものと思われる。

○音読の困難(学習障害)

雑談程度の話し合いの場合は、読み(音読)のように文字など視覚情報が無いため、ごく普通に行うことができるが、読みの場合は、文字という視覚情報と音読のための音声という聴覚情報が加わるため、2つ以上の感覚情報を同時に処理することが困難となり、読みの困難が生じてしまうことがある。

そこで、聴覚障害を併せ有する場合は、聴覚障害による 音声情報の制限もあるため、文字情報を音声に変換する作 業における照合のための情報が少ないことも考えられる。

○作文の困難 (学習障害)

読みが困難なために文章を理解することができず、助詞の誤用、主語が抜けるなどの作文が苦手なところがみられる点が学習障害の特徴の1つとして挙げられていたが、聴覚障害のある子どもにもみられる。聴覚障害の場合、聴覚的な制限による音声情報の少なさによることが考えられるが、音声情報の理解も含めて聴覚障害、聴覚情報処理障害(APD)との関連でみる必要がある。

○集中することの困難 (注意欠陥・多動性障害及び高機能 自閉症)

注意欠陥・多動性障害及び高機能自閉症などにみられる 落ち着きがない、突拍子もない行動を取るについても聴覚 障害のみの場合にもみられるが、これは音声による周囲の 環境に関する情報などは入りにくいため、どのように行動 したら良いのかが判断できないこともある。この点につい ても注意する必要があると思われる。

○雑音下の聞きづらさ (発達障害全般)

補聴器を装用している聴覚障害児・者は、補聴器が聴きたい音声だけでなく周囲の音なども増幅してしまうために、雑音下(騒音下)での音声聴取に難儀している。発達障害のある子ども、成人(特に学習障害)においても補聴器の装用こそしていないが、雑音下(騒音下)での聴取理解が苦手な傾向があり、補聴器会社が学習障害を対象としたFMシステムを実際に開発したほどである(例. Phonak社 Edu link http://www.phonak-us.com/ccus/professional/us_productsp/fm/edulink_phtm 現在は生産中止になったが近日中に後継機種がリリースされることが発表された)。しかしながら、補聴器を装用していない発達障害のある子ども、成人の雑音下(騒音下)の聴きづらさは音声に対する注意の問題なのかについてはまだ明確ではない。APD(聴覚処理障害)との関係も考え、検討する必要がある。

4. 支援体制作りへの提言

○学生相談室の設置

以前、本学にはそのような組織があったという情報は入っているが、現時点ではそのような組織はなく、学習上の問題は各クラス担当教員、生活等・メンタルケアに関する問題については保健管理センターが担っている。特に後者においては、増加傾向にあり保健管理センターにおける本来の保健管理等の業務に影響が出始めている。本学の規模からみて、一つの独立した組織をつくることは困難であるが、特別支援教育コーディネーターを中心として学生相談室を置くことは可能であり、また急務の課題であると考える。

○学生相談室の体制作り

特別支援コーディネーターを中心として、相談などを担当できる臨床心理士などを配置できるような体制作りが必要である。特に臨床心理士については他の業務を兼務することなく相談に専念できる体制が望まれる。また、相談時間についても学生が相談室を訪問しやすい時間帯(例えば、講義は終了する5時半以降、または毎週水曜日の午後など)を中心に設定するなどの配慮は必要であると思われる

○外部機関との協働

本学は、聴覚及び視覚に障害のある学生のための高等教育機関であり、聴覚障害及び視覚障害学生の高等教育支援 についてはこれまで培ってきた実績がある。しかし、ここ で問題とされている発達障害については、学内には専門家 は在籍していない。今後増加する可能性のある当該学生に 対する効果的な支援のためにも、発達障害の専門家の在籍 する外部機関との協働は必要不可欠である。

○学生が自分を解放できる言語で話せる環境作り

学生相談室を開設するにあたり、学生自身が気兼ねなく相談できる環境を作ることは言うまでもない。聴覚障害のある学生については音声のみでは自分の意思を伝えることは困難であることから、これらの学生は自分の意思を伝えることができる、すなわち自分自身を解放できる言語(手話、筆談など)で話すことができる環境作り、さらにはそれらを基本として確実に情報等が当該学生に伝わる環境作りが必要となってくる。そのためには、相談者自身も手話に精通しておく必要がある(話しを聴くということが基本となるならばこの場合は手話を読むことが基本となる)。また、筆談とも記したが、例えば、手話で表すことが難しい言葉については、書いて知らせる必要が出てくる。そのためには常時メモ用紙などを用意しておく必要がある。

○支援体制に含められるべきスタッフとその役割

学生相談室を基盤とした支援体制を構築するならば、以 下のスタッフが含められる必要がある。

- ・ 特別支援教育コーディネーター 発達障害を併せ有する聴覚障害学生の学習支援な どを調整する総合的な役割と担う。
- ・ 臨床心理士(非常勤) 週に何回か相談時間を設け、当該学生のカウンセリング等に従事する。臨床心理士の資格を有し、他の業務を兼任することなく、業務に専念できることが重要である。
- ・ 看護師(保健管理センター) 特別支援教育コーディネーターとともに初回面談 (インテーク)を担当する。その結果を臨床心理 士などに引き継ぐ役割を担う。
- ・ 当該学生の担任教師等 当該学生の日常の学習状況を特別支援教育コー ディネーターに伝えると同時に、当該学生に関し て講義担当者に状況を伝え、理解支援と要請する 窓口となる。

さらには、外部との連携においてソーシャルワーカー、 ジョブコーチ、発達障害に関わる医師 (精神科医) との協 働が求められる。

5. まとめ

本研究では、発達障害を併せ有する聴覚障害学生に対する高等教育支援への構築に向けて、本学における発達障害を併せ有する聴覚障害学生の高等教育支援の在り方について提言を行った。そこで、学生相談室の体制作りでは、特別支援教育コーディネーターを中心とした学生相談室の設置、外部機関との連携では発達障害の状況に応じて発達障害の専門機関(病院など)との連携を図ること、相談の環境作りでは学生相談がコミュニケーション状況に配慮することが支援の構築における課題として提言された。

本研究は平成20年度競争的研究プロジェクトの助成を受けた。

参考文献

- [1] 上野一彦: 図解よくわかる LD (学習障害), ナツメ 社, 2008.
- [2] 広瀬宏之: 図解よくわかるアスペルガー症候群, ナツメ社, 2008.
- [3] 小林繁一:発達障害児とストレス,教育と医学,57,2,64-70,2009.
- [4] Miller, M and Funayama, E. S.: Life after high school for deaf youth with autism, Challenges for students, Parents and Professionals. Odyssey, 9, 1, 32-37, 2008.
- [5] 榊原洋一:図解よくわかる ADHD (注意欠陥多動性障害),ナツメ社,2008.

参考資料

他大学等における発達障害のある学生に対する高等教育支援の取り組みに関する調査

我々は他大学等における発達障害のある学生に対する高 等教育支援の取り組みに関する訪問調査を行った。なお、 それぞれの文章は、インタービュー時におけるスタッフの 応答を要約したものである。

1. 総合大学としての組織的な取り組み 信州大学学生総合支援センター

○組織的な学生支援

4つの部門があり、まず、フィールド体験部門、ライフスキル支援部門は(人間力を)高める支援の中に入ってくる。これらは補う支援にも入ってくるのであるが、どちらかといえば高める支援の中に入ってくる。さらに他の2つの部門で発達障害支援部門、これにリンクしている健康安全支援部門は、生活、学習上のメンタルケア、障害を補う支援のプログラムを作っている。

○1年次(初年次)におけるグループワーク

これは発達障害のある学生に限らず、全ての学生の適応 能力を身につけさせようということで、特に個別の支援と いうわけではなく、学生に対するグループワークの提供を していろいろなスキルを身につけてもらうというところが 出発点である。今年1年は教育学部を中心に、自由参加と いう形で学生がコミュニケーションスキルを見につけると いう形でやったが、そのようなスキルを身につけたいと自 主的な思った学生が集まって、そこでグループワークとい うことを5回行った。プロの講師を東京の方からお呼びし て、その講師の先生にワークショップを行っていただい た。そしてできるだけ全員の学生にそのような能力を高め てもらおうということでまず1年生を対象とした。1年生 の講義の1コマを頂いてスキルトレーニングを行い、1年 で全員が体験できるように計画している。このグループ ワークの中に発達障害の学生が入ることもあることから、 この活動の運営については、健康安全センターの健康安全 支援部門というところと発達障害支援部門は、個々の学生 の必要に応じて連携を密にしている。

○健康安全センターでの取り組み

ここでは、発達障害だけを扱っているのではなく、精神 障害を扱っている。発達障害の方に対してはご存知のよう に治療というよりはどのようにしてニーズに応じて大学に おいて環境を整えていくか、人間関係をとれるかどうかを 工夫していくことを重点においている。

· 学生はどのようにして相談にくるのか?

高校の時までに診断がついていてこちらの方へもってきて支援して欲しいと言ってくる学生も少数だがいる。それから保護者からの紹介もあった。2年生、3年生になるとゼミが主体となり、研究室に入るので指導教員が気になって言ってくるケースがある。これはごく少数であるが、本人がどうも人とうまくやれない、社会性が無いのでは?と言ってくるケースがある。

学生の中には相談していいのかなと躊躇している学生も多いと思うのでそれを一歩引き上げてあげるという関わり方、最後には相談希望のある学生を聞いて、相談希望のある学生のみを対象とし、フォローするが、ただ今年予備的にやってみた時、これは自分の問題だから、このようなところで相談していいとは思わなかったというケースもみられた。

・学生自身は自分の現在の状況を自覚しているのか?

知っている場合もあり、本人は全く無自覚だが、親がこの子本当にやっていけるのかどうか心配になる。本人にカウンセリングを受けにいったらどうかということを勧めているケースはかなりある。ただし、本人はほとんど来ない。保護者が連れてきて、話すこともある

○キャリア支援

学生がどこまで気づいているかという点については就職する時まで気づいていない場合が多い。就職後の支援についてはこれまではなかったがこれから始まるというものはある。本当に卒業が決まり、どこに行くのかが決まらないと具体的には動けない。

これまでのケースでは自分の能力とかなりかけ離れた職業を選ぶところがあり、そのつりあわせみたいなことをしたことがあった。職業選択のところでキャリアカウンセラーと学生と自分の三者で話し合った。

発達障害について知っている企業はほとんどないのが現状である。多くはコミュニケーションの問題があり、当該学生とのやりとりについて企業側に理解を求めたりしている。また、コミュニケーションの苦手な学生はライフスキルトレーニングの中で、1対1ではなくグループでのワークショップスキルを高める機会を提供している。

2. 工業高等専門学校としての取り組み一学生相談室を中心に

釧路工業高等専門学校

○組織作りとその組織のアピール

学生相談室の下に学生支援コーディネーターの職名を位置づけて、釧路高専にはこのような人がいるということを地域にアピールした。その結果、昨年の入学の時点で2名申告があり、うち1名がLDの疑いという形で、小学生の時に言われた。もう1名も中学生の時に高機能自閉症ではないかと言われた。そういう意味では学内はまだまだであるが、外へのアピールは充実してきた。だからこそ保護者、もしくは出身の中学校がこちらに入学してくる学生の情報を提供しやすくなってきた。

○臨床心理士の採用

高専には保健管理センターという組織はない。なので、受け持つところは看護師の資格を持っている方が常駐している保健室、これは事務的にいうと学生課に所属している。それとカウンセラーという肩書きを有している教員が所属する学生相談室、多くの高専は非常勤で臨床心理士さんを週1-2回呼んでこのようなところにいてもらってリストカットなど心理的問題についてその方に対応してもらう。そして普通の学習面での悩みとか、愚痴みたいなことについては教員として相談を聴く、うけるというような体制になっている。

現在、臨床心理士は、週1回程度、女性と男性の交代で 毎週木曜日にくる。

○学生の個別対応

児童相談所というところで検査を受けてきてということであるが、本人にきちんと告知していないので、こちらから積極的に動けない。LDの学生の場合は、授業なんかに出たりすると聴覚認知が弱くて、質問の意図が中々くみ取れなかったりする。文章にしてあげるとわかるようになる。教科担当の教官には当該学生にLDの疑いがあることを、個人情報に留意することを前提に伝える。

また、高機能自閉症のある学生については行動面での理解と配慮が必要であり、同じように当該学生に関わる担当

教員に伝えている。

○学生相談室の設置と活用

本来ならば放課後の2時間について、相談室を交代で受け持っていることにはなっている。しかし、GPがあたったということで従事しなければならないということで、この相談室でも学生を待っている間、仕事ができるように相談室にパソコンを持ち込んだ。できるだけ、放課後は相談室にいるような形にして、相談室を開けている。

3. まとめ

まず、信州大学については、学生数が多人数であることから、支援組織を1つの部門として構成している。そして必要に応じて、大学の部署の1つである健康安全センターと連携をとり、発達障害のある学生の支援を効率的に行っている様子が伺えた。また、医学部を有する総合大学であるので、健康安全センターを通じて診断等について協力体制がなされているのも1つの特徴であろう。また、他の学生に発達障害のある学生について理解を求めることにあたって、初年時教育でのグループワークを利用し、実際に当該学生とコミュニケーションなどで関わることも、有効な手段であると考えられる。

釧路高専については、工学系であること、また少人数であることについては、本学と環境が類似しており、学生相談室を中心とした支援体制については参考になる点がみられた。特に学生相談の在り方(時間の確保、スタッフの確保など)については、今後本学が課題としていくべき事項であり、釧路高専の情報を基にさらなる検討が必要とされる。

最後に訪問調査についてお忙しい中、お引き受け下さいました信州大学 金子功学生支援課長、コーディネーター中村晃子先生、教育学部准教授 高橋知音先生、健康安全センター准教授 鷲塚伸一先生、釧路工業高等専門学校准教授 松崎俊明先生に厚くお礼申し上げます。

The working conditions with deaf college students with developmental disorders

SATO Masayuki, ISHIHARA Yasushi, SHIRASAWA Mayumi, SUTO Masahiko, OIKAWA Chikara

Research and Support Centre on Higher Education for the Hearing and Visually Impaired

Abstract: In this study, we investigated the working with college students with developmental disorders and discussed what the working with deaf college students with developmental disorders should be like. Then, results were as follows,

- 1. It is necessary to install an office for consultation for deaf college students with developmental disorders and to construct a support system in such an office.
- Depending on the condition of the developmental disorders we should cooperate with professional agencies associated with such disorders.
- 3. It is necessary that we endeavor to create an atmosphere wherein these students can communicate without hesitation in a mode that is suitable to them(sign language, communicating through writing, hearing aids and so on).

Key words: developmental disorders, working conditions with deaf college students, consultation for deaf college students with developmental disorders